

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下の通り、提案書の提出を求めます。

令和7年2月25日

世田谷区

1 業務概要

(1)件名

蛍光灯照明器具のLED照明器具交換業務委託(単価契約)

(2)背景と目的

令和5年の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議(COP5)」において、令和9年末(2027年末)までに蛍光灯の製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定された。また、世田谷区においては令和6年9月に策定した「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第6期計画)」により、令和12年度(2030年度)までにLED照明器具の導入施設を100%(※)とすることを目標としている。

これまで区では、区の公共建築物において、電力料金削減のため、旧型で効率が悪く、長時間使用する蛍光灯照明器具について、優先的にLED照明器具への交換(以下、「LED化」という。)を行ってきたが、その他の器具については、改築や改修に合わせてLED化を進める予定としていたため、未だ多くの蛍光灯照明器具が残存している。

以上の背景から、区の公共建築物に残存する蛍光灯照明器具の速やかな交換が必要であるため、本事業で、令和12年度までに区の公共建築物における蛍光灯照明器具のLED化を実施する。

(※)部分的に導入された施設を含む。倉庫等の照明の使用頻度が低い照明は除く

(3)業務内容

- ① 業務計画の作成
- ② 現地調査及び設計
- ③ LED照明の選定
- ④ LED照明の調達及び照明器具交換作業
- ⑤ 既存照明器具等の撤去、運搬、廃棄
- ⑥ 進捗管理

※各業務の詳細は別紙「仕様書」のとおり。

(4)履行場所

世田谷区公共建築物(別紙「建築物一覧表」のとおり)

Aグループ	計56建築物
Bグループ	計51建築物
Cグループ	計61建築物

(5) 履行期間

契約の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※契約は単年度ごとに締結することとし、各年度における本事業の予算配当があることを条件とする。

※令和 8 年度以降の契約については、前年度の業務の履行状況が良好であることを条件とし、本プロポーザルで選定された候補者と随意契約を行う予定がある。

(6) 予定数量

予定数量は別紙「交換等内容種目一覧表及び予定数量」のとおり。ただし、数量については、過去に区が把握しているものであり、参考数量とする。実際の数量は受託者が現地調査の中で確認をすること。

(7) 履行場所等の変更について

本委託契約の履行場所、建築物数、照明器具の予定台数、年度ごとの実施予定建築物は、現時点での予定であり、履行期間中に変更、中止、追加をする可能性がある。契約内容は、発注者、受注者で協議のうえ、各年度の契約締結時に決定するものとする。

(8) 複数受注について

同一事業者と複数のグループの契約を行う場合は、発注者と受注者の協議をもって 1 件の契約にまとめることが出来るものとする。

2 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、下表のとおりとし、上限額を超えた提案は無効とする。

価格については、令和 7 年度から 12 年度までの合計額(総額)である。

グループ	A	B	C
提案限度額	1,121,000,000 円(税込)	1,133,000,000 円(税込)	1,151,000,000 円(税込)

3 受託候補者の選定方法

本業務は、世田谷区の公共建築物に大量に設置されている蛍光灯照明器具について、施設運営への影響を最小限にとどめながら、令和 12 年度までに LED 照明器具に交換するものである。これを実現するためには、世田谷区の公共建築物の特性の理解、決められた期間内に大量の LED 照明器具を調達・交換する能力、施設との調整能力等が求められる。

このことから、本事業を遂行する能力・経験を有した事業者を選定するため、実績及び提案書により事業者を評価する公募型プロポーザル方式によって行う。

また、提案事業者が 1 社の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託候補者とする。ただし、参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

4 応募について

本プロポーザルでは、A から C の 3 つのグループについて、各グループの受託候補者を選定する。応募者はどれかひとつのグループに応募、又は複数のグループに応募することが可能である。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時において、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区内に本社または支社（営業所）があること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (8) 照明の交換作業に必要な電気工事関係資格(第一種電気工事士または認定電気工事従事者)を有すること。
- (9) 過去 3 年の間に本件と同等または類似する案件の実績があること。実績については、委託業務に限定されるものではなく、照明設備に関する電気工事の実績を含むものとする。
- (10) 「蛍光灯照明器具の LED 照明器具交換業務委託(単価契約)に係る事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

6 スケジュール

	内容	日時
①	公告(区ホームページ)	令和 7 年 2 月 25 日(火)~3 月 10 日(月)
②	参加表明書類提出期限	令和 7 年 3 月 10 日(月) 午後 5 時
③	招請通知送付	令和 7 年 3 月 24 日(月)
④	募集内容に関する質問受付期間	令和 7 年 3 月 25 日(火)~4 月 3 日(木)午後 5 時
⑤	募集内容に関する質問回答	令和 7 年 4 月 10 日(木)
⑥	提案書提出期限	令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時
⑦	書類審査	令和 7 年 5 月 9 日(金)まで
⑧	審査結果通知	令和 7 年 5 月 22 日(木)

⑨	優先交渉権者及び審査結果の公表	令和7年6月
⑩	契約予定時期	令和7年7月を予定

7 プロポーザル実施要領等の交付期間及び方法

(1)期間：令和7年2月25日(火)～3月10日(月)午後5時

(2)方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

検索メニュー>分類から探す>「区政情報」>「契約・入札情報」
>「発注情報」>「現在実施中のプロポーザル情報」

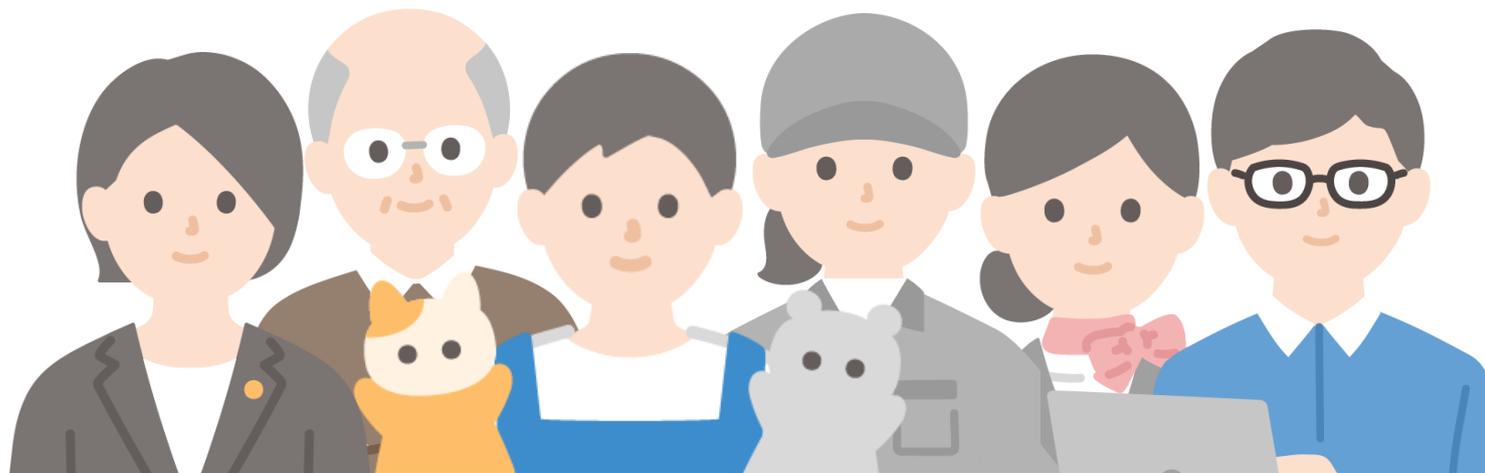
8 その他

本プロポーザルに関する詳細は別紙「プロポーザル実施要領」による。

9 事務局

担当部課	世田谷区施設営繕担当部公共施設マネジメント課
所在地	〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎(A棟3階A37窓口)
電話番号	03-6432-7105
担当者	宇田川、武藤

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。